

アジア諸国と人権 (その二六)



研究センター所長
京都市立大学名誉教授

安藤 仁介

さて、タイは一九九六年一月二十九日に自由権規約(市民的及び政治的権利に関する国際規約)を批准しました。実は、私が同規約に基づく人権委員会(自由権規約委員会)の委員をしていたころ、諸国の国家報告の委員会による審査を傍聴していたタイ外務省の職員二人が私のところへ来て、「タイも規約を批准することを検討中だが、まず国内法を整備して後に批准するか、批准してから国内法を整備するか、意見が分かれているのだが、あなたはどう思うか」と訊かれました。私は「とにかく早く批准することが大切だ」と申し上げ、「日本も委員会の審査を受けて、古い国籍法が男女の同権を定めた規約第三条

に反すると指摘され、国籍法を改正した」と実例を挙げて応えました。いずれにせよ、タイは批准後の七年目に第一回報告書を提出し、二〇〇五年七月に審査を受けました。

タイの第一回報告書の審査後に委員会が採択した「総括所見」の概要は、以下のとおりです。まず委員会は、報告書の提出が六年(規約の当事国になって一年以内)に最初の報告書を提出することが義務づけられています。も遅れたことを遺憾としますが、報告書の内容およびタイ代表団の口頭による補足情報の提供は評価します。とりわけ、一九九七年の新憲法が規約の多くの規定を採り入れたこと、憲法の規定により国内人権委員会を設置したこと、法務省のもとに権利自由保護局を置いたこと、南部諸州の事態を平和的に処理すべき国家和解委員会を樹立したこと、児童保護法を制定して国家および各州に児童保護委員会を設立したこと、人権に関する国家行動計画を採択したこと、を評価します。

ただし委員会は、つぎの諸点に懸念を表明し、改善を求めています。これを項目ごとにまとめますと、①タイ刑法では一七歳の犯罪者に死刑が科される可能性がある

ため、一八歳未満の者に対する死刑を禁じた規約第六条の適用を留保しているが、この留保を撤回すべきである、
②国内人権委員会の権限と財政基盤を強化すべきである、
③今回の審査の直前、二〇〇五年七月イスラム教徒の多い南部三州に戒厳令が布かれたが、叛徒の鎮圧措置は規約第四条の制約を超えてはならない、④他国からの難民認定・処理手続を整備すべきである、⑤ビルマ(ミャンマー)からの難民キャンプで生まれた子ども、北部の山岳部族で出生登録のない子ども、無登録の移民の子どもなどが無国籍のまま放置されているのは問題であり、それが児童労働に繋がり易い、⑥犯罪容疑者が拷問・非人道的取り扱いを受けがちであり、弁護士との面接が保障されず、拘留所が狭くて衛生管理が不十分であるうえ、拷問・非人道的取り扱いの行為者がほとんど訴追されていない、⑦ジャーナリストや人権擁護者の活動が脅かされがちで、当局の十分な保護を受けていない、⑧女性の離婚請求権が男性よりも不利であり、横行しているDVの取締法がなく、人身売買防止委員会の設置にもかかわらず女性の人身売買が跡を絶たず、犠牲者の安全と証言機会を保障すべきである、などとなります。

自由権規約委員会が懸念を示したこれらの諸点は、タイだけの問題ではなく、多くの規約当事国の人権状況はより深刻です。さらにタイには、当センターが過去にシンポジウムへお呼びした人権問題のすぐれた専門家も決して少なくありません。たとえば、数年前に当センターと同志社大学のヒューマン・セキュリティ研究センターとが共催した国際シンポジウムにタイから参加されたアンボン女史は、第二次世界大戦のピピン政権の対日協力に対する反対運動を指導した留学生グループの一人でした。また、昨二〇一〇年一月末に当センターが主催した「アジアにおける国際人権規約の実施状況に関するシンポジウム」にタイから参加されたムンターボン・チュラロンコン大学教授は、北朝鮮の人権状況に関する国連特別報告者でした。さらに私自身、これも数年前に国連が主催したタイの法務・外交両省の若手公務員向け研修会の講師を務めました。そのときかれらの知識と熱意に強い印象を受けました。そうした前提に立って、次回以上記の問題中いくつかを取り上げ、やや詳しく検討することにしましょう。